

令和元年度
地域創生起業支援金
事務処理の手引き



令和元年 9 月
公益財団法人静岡県産業振興財団

目 次

1 本手引きの目的	P1
2 補助金交付決定後の事務処理	P2
(1)スケジュール	
(2)補助事業期間終了後	
3 補助事業の実施注意事項	P4
(1)補助事業の遂行	
① 適正な経理処理	
② 補助事業遂行上における注意事項	
(2)経理処理について	
① 補助対象経費	
② 支払方法	
③ 伝票・証拠書類の整理・保管	
4 証拠書類について	P11
(1)証拠書類	
(2)証拠書類整備にかかる注意事項	
(3)経費区分ごとの注意事項	
① 直接人件費	
② 店舗等借入費	
③ 設備費	
④ 原材料費	
⑤ 借料	
⑥ 知的財産等関連経費	
⑦ 謝金	
⑧ 旅費	
⑨ 外注費	
⑩ 委託費	
⑪ マーケティング調査費	
⑫ 広報費	

連絡先

担 当	公益財団法人静岡県産業振興財団 企画・創業支援チーム
電 話	054-254-4511
FAX	054-251-3024
e-mail	sougyou@ric-shizuoka.or.jp
住 所	〒420-0853 静岡県葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館4階

1 本手引きの目的

地域創生起業支援事業は、公益財団法人静岡県産業振興財団(以下「産業財団」という)理事長が定める地域創生起業支援金交付要綱(以下「交付要綱」という)に基づき補助金を交付するものです。

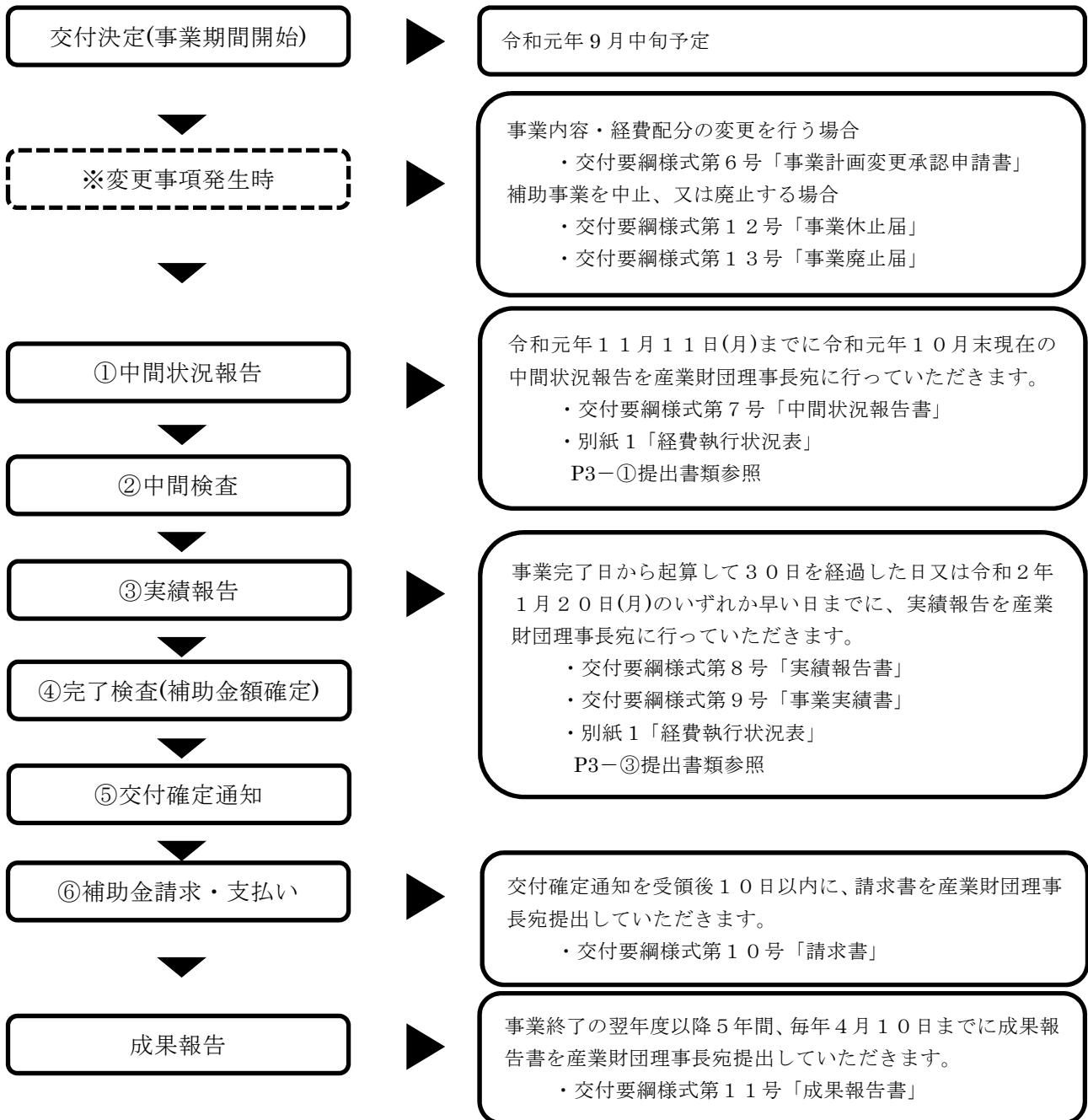
公的資金を財源としていることから、補助事業は、会計検査院による会計実地検査の対象となります。したがって、使途(対象経費)が限定されかつ経済合理性が高い適切な経理処理を行うための各種制限や管理方法等が求められます。**通常の商取引における経理処理、書類の管理方法とは異なる部分があるので留意して下さい。**なお、補助事業遂行にあたって交付要綱および本手引きに**違反するあるいは虚偽や重大な過失**があると産業財団が判断した場合は、この**補助金の全部または一部について交付取消**の取扱いはもちろん、不正内容の公表となる可能性があることを予めご承知おきいただき、誠意をもって事業を遂行して下さい。

本手引きは、経理処理方法を示すとともに、本事業に係わる検査を効率的にできるよう証拠書類の整備の仕方等を示すものであります。補助事業者におかれましては、**本手引きを熟読されたうえで、補助事業を遂行**されますようお願いいたします。

なお、産業財団では、補助金が適正かつ効果的に使用されるように、種々の条件及び規則をつけて指導等を行うこととしており、**補助事業者**は静岡県補助金等交付規則(昭和31年静岡県規則第47号)及び交付要綱に基づいて、**規則を順守**するようお願いいたします。

2 補助金交付決定後の事務処理

(1) スケジュール



①中間状況報告

令和元年10月末日までの**実績を記載**した以下の書類を**令和元年11月11日までに提出**して下さい。

提出書類

- ・交付要綱様式第7号「中間状況報告書」
- ・別紙1「経費執行状況表」

②中間検査

上記書類を受領後、補助事業の進捗状況の確認や中間検査日までに支出された**経費の証拠書類の検査を実施**します。

③実績報告

補助事業完了後30日を経過した日又は**令和2年1月20日**のいずれか早い日までに、以下の書類を提出して下さい。

提出書類

- ・交付要綱様式第8号「実績報告書」
- ・交付要綱様式第9号「事業実績書」
- ・別紙1「経費執行状況表」
- ・別紙2「単独見積理由書」
- ・別紙3「補助対象経費に該当する従業員名簿」
- ・別紙4「従業員別人件費データ」
- ・別紙5「機械装置・備品等管理台帳」
- ・開業届(写)又は法人設立届(写)及び全部事項履歴証明書
- ・許認可証等(写)
- ・居住実態報告書

④完了検査

提出書類に基づき、**補助事業内容の検査と経費内容の確認**を行い、**補助金の交付額の確定**をします。

⑤交付確定通知

完了検査完了後に産業財団が発行する補助事業の**確定通知を交付**いたします。

⑥補助金請求・支払い(確定払い)

交付確定通知を受領後10日以内に、確定した金額に基づいて**交付要綱様式第10号「請求書」**を提出して下さい。

産業財団は、「請求書」を受領後、金額確認のうえ、補助事業者が**指定した預金口座へ補助金を振込み**ます。

その他

補助事業の適正を期するため**必要に応じて訪問をさせていただき書類確認等**を行うことがあります。

(2) 補助事業期間終了後

① 成果報告

事業終了の翌年度以降5年間、毎年4月10日までに以下の書類を産業財団理事長宛提出していただきます。

- ・交付要綱様式第11号「成果報告書」
- ・確定申告書一式又は決算報告書一式

② 補助事業の経理

補助事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、事業が完了した年の終了後5年間、管理・保存しなければなりません。

③ 立入検査等

補助事業完了後5年間において、事務局が必要であると判断した場合、事務局職員等を補助対象者の事務所・店舗等関係場所に立ち入らせ、帳簿書類、その他物件等についての調査・検査に対応しなければなりません。

なお、本事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

④ 設備費に関する取得財産の管理

補助事業において、設備費により取得した財産については、善良なる管理者の注意をもって適切に管理して頂きます。加えて、1件当たりの取得価額が50万円以上の取得財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省第15号)に定められている耐用年数等に相当する期間内において、事務局の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反しての使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供してはなりません。

また、事務局の承認を受けて処分等により、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を納付してもらうことがあります。

3 補助事業の実施注意事項

(1) 補助事業の遂行

① 適正な経理処理

補助事業者は、補助事業の実施にあたり経理担当者等相互の連絡を密にし、その取扱に十分注意して下さい。特に経理面については、伝票・証拠書類の処理方法や保管に関して交付要綱及び本手引きに沿った適正な処理をお願いします。

② 補助事業遂行上における注意事項

ア **補助事業期間完了日までに、法人の登記又は個人事業の開業の届出を静岡県内で行っていただきます。**

イ 静岡県外に居住している方は、**補助事業期間完了日までに静岡県内に居住しなければなりません。**

ウ 補助事業計画の変更が必要となる事が予見される又は判明した時には、速やかに産業財団の担当者に必ずご連絡下さい。事業計画変更承認手続が必要となる場合があります(交付要綱様式第6号)。なお、**事後連絡になりまずと変更が認められない場合があります**ので、速やかに連絡し、その指示に従って下さい。

※「**軽微な変更**」についても自ら判断せずお問い合わせ下さい。

交付要綱で定めるあらかじめ承認を必要とする変更

経費配分の変更	交付要綱第7補助対象経費に定める「人件費区分」、「事業費区分」の区分において、経費の額が20%を超える変更
事業内容	補助事業の実施過程で生じた事業方法又は手段の主要な部分の変更(部分的なものは「軽微な変更」)

エ 補助事業期間中に補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ産業財団理事長の承認を受けなければなりません。

オ 補助事業を**中止し、又は廃止**しようとする場合は、あらかじめ産業財団理事長宛に書類を提出しなければなりません。(交付要綱様式第12号「**事業休止届**」、交付要綱様式第13号「**事業廃止届**」)

カ 次に掲げる事項の一に該当すると産業財団が認めた場合は、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部が取り消され、また、すでに補助金が交付されているときは、産業財団に返還しなければならない場合がありますのでご注意下さい。

- ・ 補助事業を中止、廃止及び縮小した場合
- ・ 天変地異その他の事情の変更により補助事業の全部又は一部を実施できない場合
- ・ 交付申請書に記載の目的用途以外に補助金を使用した場合
- ・ 虚偽の申請及び事業執行、報告等不正行為と判断された場合
- ・ 確定のための検査を受けることができない場合
- ・ 補助事業が完了した日の属する年度及びその年度終了後 1 年以内に売上の計上がないなど、実態として、補助を受けた事業を実施していないと判断された場合
- ・ その他交付要綱に定めた条件に違反した場合

(2) 経理処理について

① 補助対象経費

以下の条件をすべて満たすものを対象とします。

- ・ 補助事業期間内の経費かつ補助事業期間内に支払われた経費
- ・ 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ・ 交付決定日以降の契約・発注により発生した経費(※)
- ・ 証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費
(※書類の整理が必要となります。)

※ 人件費・店舗等借入費・設備リース費については、交付決定日より前の契約であっても交付決定日以降に支払った補助事業期間分の費用は対象となります。

・消費税相当額は対象となりません。税込金額となっている経費につきましては、消費税を割り戻していただき計算された金額が対象となります。

・経費の算出過程において1円未満の端数が生じる場合は、原則切捨てによる経費計上となります。

・補助金交付額(確定金額)は補助対象経費合計額の1/2となる金額(1,000円未満切捨て)となります。

(対象経費)

補助対象経費(例示)

○人件費区分

(1) 直接人件費

【対象となる経費】

- ・ 補助事業に直接従事する従業員(パート、アルバイトを含む。)に対する給与、賃金。
※日本国外で従事する従業員については、国内の事務所等と直接雇用契約を締結した人に限る。

【対象とならない経費】

- ・ 株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、特定非営利活動法人の場合は、代表者及び役員(監査役、会計参与を含む)の人件費。
- ・ 企業組合の場合は、役員の人件費。
- ・ 協業組合の場合は、役員及び組合員の人件費。
- ・ 個人事業主の場合は、本人及び専従者の人件費。
- ・ 補助金申請者の三親等以内の親族を対象とした人件費。
- ・ 雇用主が負担する社会保険料、労働保険料等の法定福利費。
- ・ 食事手当、レクリエーション手当等の法定外福利費。
- ・ 通勤手当、交通費に含まれる消費税及び地方消費税相当額。
- ・ 補助事業の実施のために交付決定日より前に雇用している者がいる場合、交付決定日より前に支払った給与、賃金等。

○事業費区分

(2) 店舗等借入費

【対象となる経費】

- ・ 県内の店舗・事務所・駐車場等の賃借料・共益費。
- ・ 県内の店舗・事務所・駐車場等の借入に伴う仲介手数料。
- ・ 第三者の所有する住居兼店舗・事務所を賃借する場合については、店舗・事務所専用部分に係る賃借料のみ。

【対象とならない経費】

- ・ 店舗・事務所の賃貸契約に係る敷金・保証金等の一時金。
- ・ 火災保険料、地震保険料。
- ・ 補助金申請者及び補助金申請者の三親等以内の親族が所有する不動産等にかかる店舗等借入費。
- ・ 補助金申請者及び補助金申請者の三親等以内の親族が経営する法人が所有する不動産等にかかる店舗等借入費。
- ・ 既に借用している場合は、交付決定日より前に支払った賃借料。

補助対象経費(例示)

(3)設備費

【対象となる経費】

- ・県内の店舗・事務所等の開設に伴う外装工事・内装工事費用。
※住居兼店舗・事務所とする場合も対象とします(店舗・事務所部分のみ)。
- ・県内で使用する機械装置・工具・器具・備品の購入費用。
※外装工事・内装工事及び設備で単価50万円(税抜)以上のものについては、補助事業終了後も一定期間において、その処分等につき事務局への承認手続を要する義務があります。設備については、原則としてリース・レンタルで調達することを推奨します。

【対象とならない経費】

- ・中古品購入費。
- ・不動産の購入費。
- ・車両の購入費。
- ・汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に明確に必要なものと特定できない設備費の調達費用。

(4)原材料費

【対象となる経費】

- ・試作品・試供品・サンプル品の製作に係る経費として特定できるもの(補助事業期間内に使い切ることが原則)。

【対象とならない経費】

- ・主として販売のための原材料仕入れ・商品仕入れとみなされるもの。

(5)借料

【対象となる経費】

- ・県内で使用する機械装置、工具、器具、備品のリース料、レンタル料。

【対象とならない経費】

- ・中古品のリース料。
- ・汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に明確に必要なものと特定できない設備費のリース料、レンタル料。
- ・既に借用している設備に対する交付決定日より前に支払った賃借料。

(6)知的財産権等関連経費

【対象となる経費】

- ・本補助事業と密接に関連し、その実施に当たり必要となる知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権等)の取得に関連する弁理士の手続き代行費用や外国特許出願のための翻訳料等の経費等。
※事業完了までに出願手続き及び費用の支払いが完了していることが条件です。
※出願人は本補助金への応募者(法人の場合は法人名義)のみとします。
※補助対象経費総額(税抜)の2分の1を上限とします。

【対象とならない経費】

- ・日本の特許庁に納付される出願手数料等(出願料、審査請求料、特許料等)。
- ・拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費。
- ・外部の者と共同で申請を行う場合の経費。
- ・他の制度により知的財産権の取得について支援を受けている場合。

対 象 経 費 (例示)

(7) 謝金

【対象となる経費】

- ・本補助事業実施のために必要な謝金として、依頼した専門家等に支払われる経費。

【対象とならない経費】

- ・本補助金の応募に関する費用(コンサル費用等も含む)であると事務局が判断した費用。

(8) 旅費

【対象となる経費】

- ・本補助事業の実施に当たり必要となる国内出張旅費(交通費・宿泊料)の実費(専門家に対するものも含む)。

※原則宿泊料については、下表の金額が上限額となります。

(国内)

区分	甲地方	乙地方
宿泊料	10,900円/泊	9,800円/泊
地域区分	東京都特別区、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市	左記以外のすべて

【対象とならない経費】

- ・タクシー代、ガソリン代、高速道路通行料金等、公共交通機関以外の利用による関係旅費。
- ・金券ショップで購入したチケット代。
- ・鉄道のグリーン車利用料金(指定席は対象可)、航空機の国内線プレミアムシート等及び国際線のファーストクラス・ビジネスクラス料金。
- ・日当、食卓料。
- ・プリペイドカード付き宿泊プランの当該プリペイドカード代。
- ・通勤に係る交通費。

(9) 外注費

【対象となる経費】

- ・本補助事業に必要な業務の一部を第三者に外注(請負)するための費用。

例) 試作品・試供品・サンプル品の製作に関して、自分で加工できない業務を一部加工依頼する費用等が外注費となります。

※外注先の選定に当たっては、原則として2者以上から見積をとることが必要となります。

※発注書の発行が必要です。

【対象とならない経費】

- ・販売用商品(有償で貸与するものを含む。)の製造・開発に関する外注費用。

対 象 経 費 (例示)

(10) 委託費

【対象となる経費】

- ・本補助事業に必要な業務の一部を第三者に委託(委任)するための費用。

例) 試作品・試供品・サンプル品の製作依頼、経理事務、電話受付業務、Webサイトの製作等、業務・事務を委任する費用が委託費となります。

※委託先の選定に当たっては、原則として2者以上から見積をとることが必要となります。ただし、委託する事業内容の性質上、2者以上から見積をとることが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書が必要となります。

※委託契約の締結が必要です。

- ・国内での開業又は会社等設立に伴う司法書士・行政書士等に支払う申請資料作成経費。

【対象とならない経費】

- ・販売用商品(有償で貸与するものを含む。)の製造委託及び開発委託に係る費用。
- ・商号の登記、会社設立登記・登記事項変更等に係る登録免許税。
- ・定款認証料、収入印紙代。
- ・その他官公署へ対する各種証明類取得費用(印鑑証明等)。

(11) マーケティング調査費

【対象となる経費】

- ・市場調査費、市場調査に要する郵送料・メール便などの実費。
- ・市場調査等に必要な派遣・役務等の契約による外部人材の費用。

【対象とならない経費】

- ・切手の購入を目的とする費用。

(12) 広報費

【対象となる経費】

- ・販路開拓に係る広告宣伝費、パンフレット印刷費、展示会出展費用(出展料・配送料)。
- ・調査に必要な派遣・役務等の契約による外部人材の費用。
- ・ダイレクトメールの郵送料・メール便などの実費。

【対象とならない経費】

- ・切手の購入を目的とする費用。

対 象 経 費 (例 示)

(13) その他対象とならない費用

※上記に区分される経費においても、下記に該当する費用は対象となりません。

- ・求人広告。
- ・通信運搬費(電話代、切手代、インターネット利用料金等)。
- ・店舗・事務所の水道光熱費。
- ・プリペイドカード、商品券等の金券。
- ・文具など事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代。
- ・団体等の会費、フランチャイズ契約に伴う加盟料・一括広告費。
- ・申請者本人及び従業員のスキルアップ、能力開発のための研修参加に係る費用。
- ・飲食、奢侈、遊興、娯楽、接待の費用。
- ・自動車等車両の修理費・車検費用。
- ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用。
- ・公租公課(消費税及び地方消費税等)、各種保険料。
- ・振込手数料。
- ・借入金などの支払利息及び遅延損害金。
- ・上記を含め、他の事業との明確な区分が困難である費用。
- ・上記のほか、公的な資金の使途として社会通念上、不適切な費用。
- ・その他事務局が対象とならないと判断した費用。

② 支払方法

振込を原則とします。

補助対象物件のみで処理をして下さい。

次に掲げる注意事項にご留意下さい。

《 注意事項 》

支払期限	・令和2年1月10日
手形・小切手	<ul style="list-style-type: none"> ・手形(自社の振出約束手形)の決済完了日も上記と同様です。 ・手形の場合、決済日を当座貸越照合票で確認します。 ・手形の裏書(回し手形)は対象外です。 ・小切手の場合、振出人が自社であることが条件です。
混合支払および相殺の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・他の取引との混合支払をした場合、内訳が判明しないと対象外となります。 ・他の取引との相殺支払は対象外です。
カード払い・代金引換・インターネットでの購入	<ul style="list-style-type: none"> ・カード払いや代金引換による購入、インターネットでの購入は極力避けて下さい。やむを得ない場合でも支払期限(令和2年1月10日)までに決済完了が必要です。(証拠書類が不足し、対象外となった事例が多くあります。)

③ 伝票・証拠書類の整理・保管

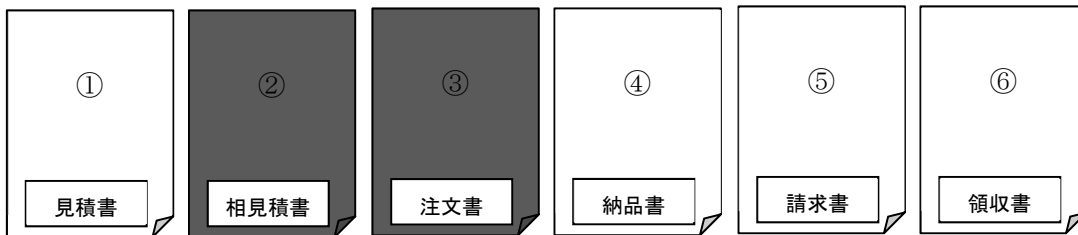
証拠書類は、経費の使途や支出の確認を判断するうえで、重要となるものです。事業実施に当たっては、経費区分ごとに整理・保管して下さい。万一紛失されたり、**確認できない場合は、補助対象経費とすることができません。**

4 証拠書類について

(1) 証拠書類

- ① 証拠書類は、**経費区分ごと**に整備して下さい。
- ② 「(別紙1)経費執行状況表」を作成し管理して下さい。
- ③ 下記の例に準じて、基本セット及び科目ごとの必要書類を併せファイリングして下さい。

見積書、納品書、請求書、領収書(銀行振込受領書)が基本セット



(2) 証拠書類整備にかかる注意事項

※検査時には**原本の確認が必要**となります。

① 見積書

- ・「1万円(税抜)/1 見積」を超える場合は見積書をとって下さい。

② 相見積書

- ・「10万円(税抜)/1 見積」を超える場合、2 社以上から見積もりを取る「相見積」を行って下さい。
- ・見積書・相見積り等の提出を避けるために、伝票を複数に分ける行為は認められません。

例…10 万円購入 ⇒ 1 万円の購入 × 10 回の伝票とする

1万円購入 → 1万円未満の伝票に分ける

- ・「10万円(税抜)/1 見積」を超えるケースで、「**相見積書**」が取れない場合は「(別紙2)単独見積理由書」を作成下さい。

③ 注文書

- ・「10万円(税抜)/1 見積」を超える場合は注文書が必要です。

④ 納品書

- ・補助対象物件の検収は、納品後ただちに行って下さい。

⑤ 請求書

⑥ 領収書

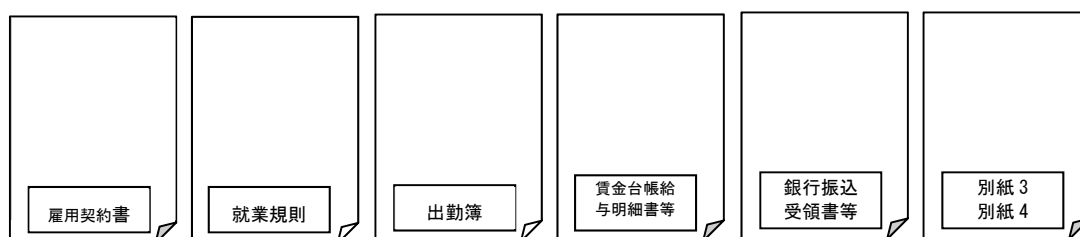
- ・**振込の場合、領収書の代わりに、「銀行振込受領書」**を整備して下さい。

(3)経費区分ごとの注意事項

①直接人件費

- ア 「(別紙3)補助対象経費に該当する従業員名簿」及び「(別紙4)従業員別人件費データ」を作成して下さい
- イ 雇用契約書、就業規則、出勤簿、賃金台帳、給与明細書等人件費の**支払い金額がわかる書類を整備**して下さい。
- ウ 銀行振込受領書等で人件費支払いの確認を行います。現金支払いは対象としません。
- エ 書面で**確認できない場合は、補助対象経費から除外**されることもあります。
- オ **交付決定日以前**の勤務日にかかる人件費、**令和2年1月11日以降**に支払った人件費は**補助対象となりません**。

<ファイルの順番>



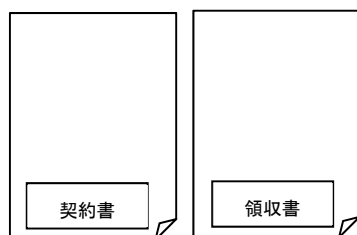
②店舗等借入費

- ア 交付決定日から令和2年1月10日までの借入費が補助対象となります。但し、**交付決定日以前**に支払った費用、**令和2年1月11日以降**に支払った費用は**補助対象となりません**。

$$\text{令和元年9月分補助対象借入費} = \text{9月分支払金額} \times \text{交付決定日} \sim \text{9月30日} / 30\text{日}$$

$$\text{令和2年1月分補助対象借入費} = \text{1月分支払金額} \times \text{1月1日} \sim \text{1月10日} / 31\text{日}$$

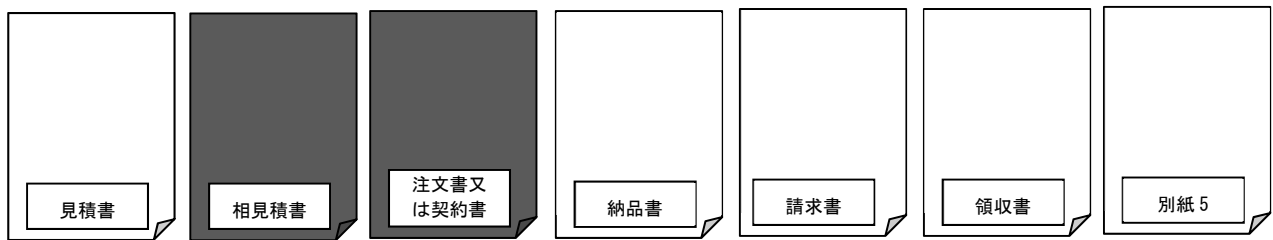
<ファイルの順番>



③設備費

- ア 契約書、カタログ(仕様書または設計図)を保管して下さい。
- イ 取得価格10万円(税抜)以上の機器については、「**(別紙5)機械装置・備品等管理台帳**」を作成し保管して下さい。
- ウ 1件当たりの取得価額が**50万円以上の取得財産**については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省第15号)に定められている**耐用年数等に相当する期間内**において、事務局の承認を受けず、補助金の交付の**目的に反しての使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供してはなりません**。また、事務局の承認を受けて処分等により、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を納付してもらいます。

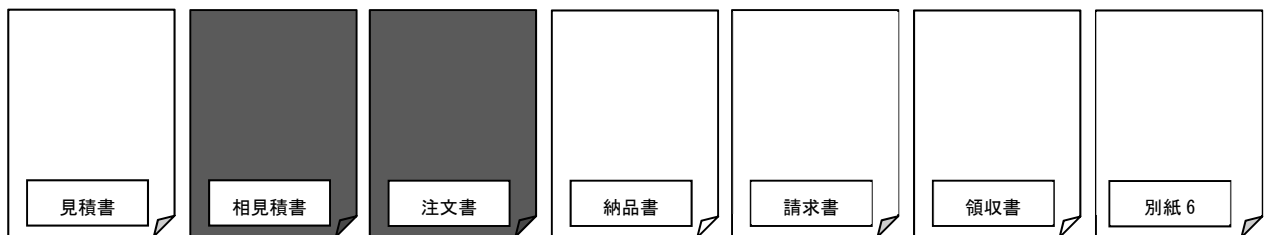
<ファイルの順番>



④原材料費

- ア 「**(別紙6)受払簿**」を作成して下さい。
- イ 補助事業期間内で使い切れなかった場合は、完了検査時に未使用分を差し引きします。
- ウ 既存品ではない物やカタログに掲載されていない物等、外部の業者に新たに作ってもらう物は「外注費」または「委託費」に計上して下さい。

<ファイルの順番>



⑤借料

ア 契約書、カタログ(仕様書または設計図)を保管して下さい。

イ 交付決定日から令和2年1月10日までに使用したリース(レンタル)料が補助対象となります。但し、**交付決定日以前**に支払った費用、**令和2年1月11日以降**に支払った費用は**補助対象となりません**。

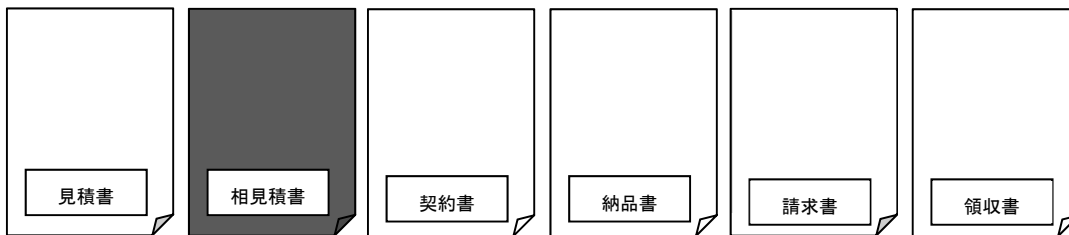
令和元年9月分補助対象リース(レンタル)料

$$= 9月分支払金額 \times 交付決定日 \sim 9月30日 / 30日$$

令和2年1月分補助対象リース(レンタル)料

$$= 1月分支払金額 \times 1月1日 \sim 1月10日 / 31日$$

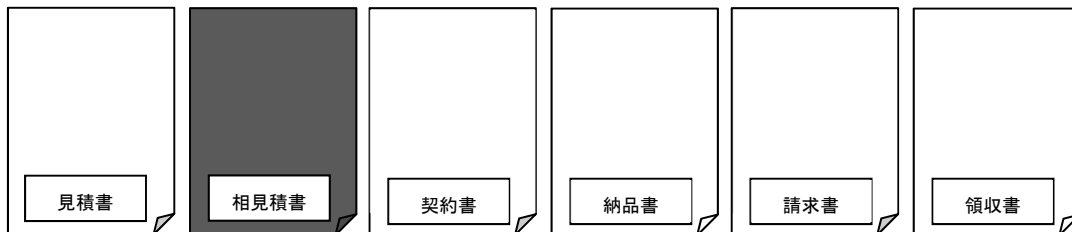
<ファイルの順番>



⑥知的財産等関連経費

ア 事業完了までに出願手続き及び費用の支払いが完了していることが条件です。

<ファイルの順番>



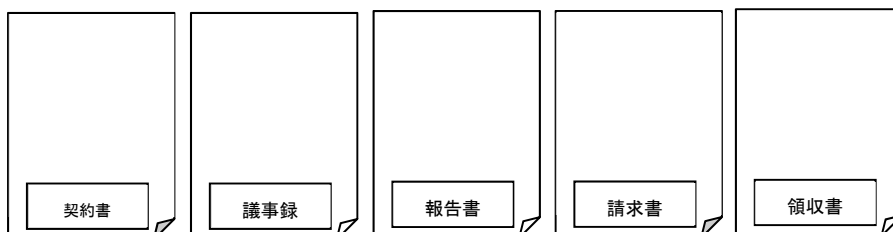
⑦謝金

ア 契約書を作成し、専門家等の選定理由、謝金の額、指導内容、専門家等の氏名等を書面で明確にして下さい。

イ 議事録または業務記録を作成し、**専門家等の出席・指導内容等を明確**して下さい。

ウ 源泉徴収を行う必要のある謝金については、当該処理(補助事業者において預り金処理又は税務署への納付等)を示す資料を整理してください。

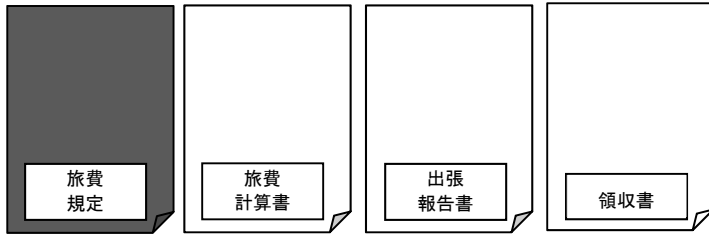
<ファイルの順番>



⑧旅費

- ア 旅費規定がある場合には、その規定に基づいて算出してください。
- イ 出張報告書(様式に指定はありません)の提出が必要です。
- ウ 旅費計算書(行程及び旅費総額が確認できるもの)及び領収書等が必要です。

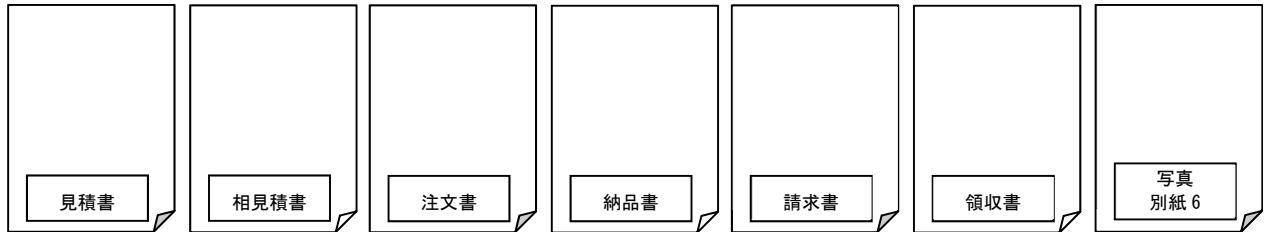
<ファイルの順番>



⑨外注費

- ア 注文書の発行が必要です。
- イ 制作した試供品等の写真を保管してください。
- ウ 配布した場合は「(別紙6)受払簿」を作成して下さい。

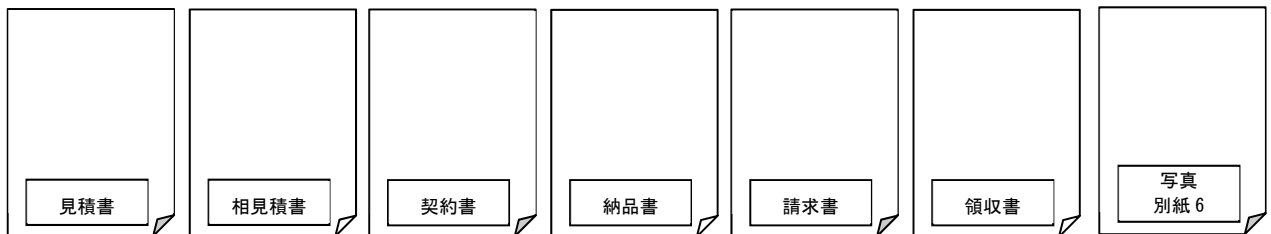
<ファイルの順番>



⑩委託費

- ア **委託契約の締結が必要です。**
- イ 制作した試供品等の写真を保管してください。
- ウ 配布した場合は「(別紙6)受払簿」を作成して下さい。

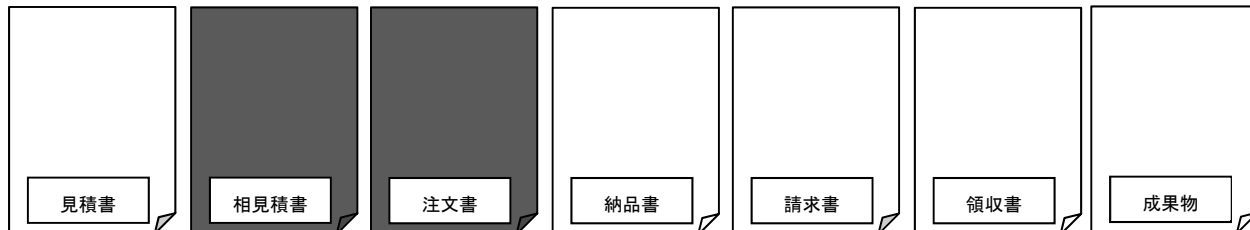
<ファイルの順番>



⑪マーケティング調査費

ア 補助事業者自身で実施した場合も、外部人材を活用した場合も、**市場調査の結果をまとめた成果物(報告書等)が必要**です。

<ファイルの順番>



⑫広報費

ア 制作したパンフレット・ダイレクトメール等を成果物として保管してください。

イ **「(別紙6)受払簿」を作成**して下さい。

ウ 補助事業期間内で使い切れなかった場合は、完了検査時に未使用分を差し引きします。

エ 展示会出展料については、交付決定日より前の申込であっても、交付決定日以降に支払った出展料は対象となります。

オ 展示会の概要、展示会出展料がわかるパンフレット、価格表等を整備して下さい。

カ 展示会出展レポート(出店模様の写真、ブースへの来場者数、成果等をまとめたもの)を作成して下さい。

<ファイルの順番>



<ファイルの順番> 展示会出展料

